

7.10 日本の将来を決めに行こう。

郵便投票

Q 足が不自由で、投票所に行けません…

A 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳や介護保険被保険者証を持っていて、一定の障がいのある人は、自宅で投票ができます。投票には、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です(発行にはあらかじめ申請が必要)。

また、投票用紙の請求期限は7月6日(水)17時です。希望する人は早めに手続きをしてください。

投票の仕方

Q 投票ってどうやればいいの?

A 2種類の投票を行います。

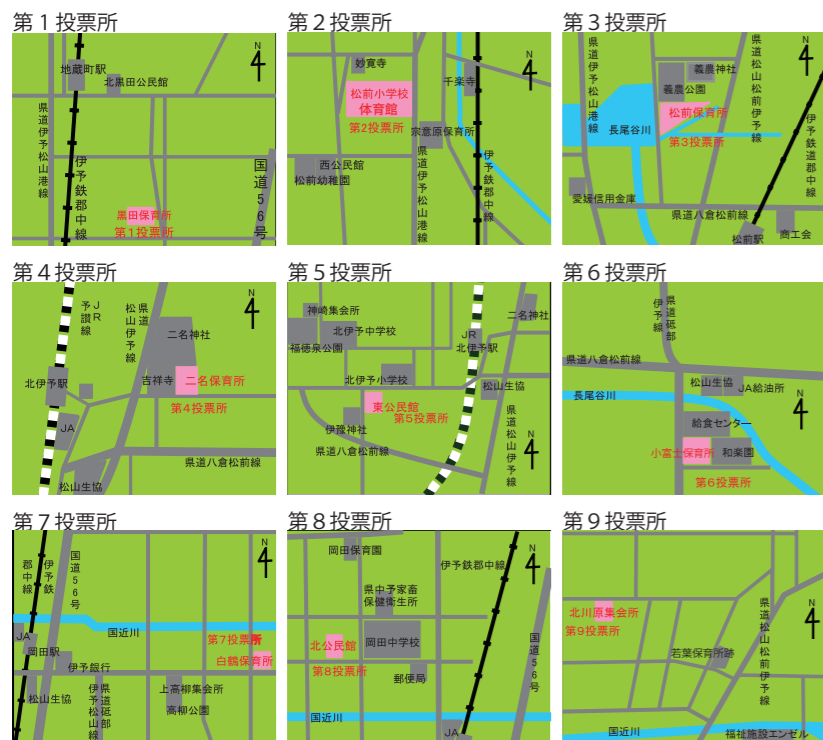
①まず、選挙区選出議員選挙の投票を行います。
→投票用紙に、愛媛県選挙区選出の候補者の氏名を書いてください。

②次に、比例代表選出議員選挙の投票を行います。
→投票用紙に、比例代表の「候補者名」または「政党、政治団体の名称か略称」を書いてください。

投票所

Q どこで投票できますか?

A 下記の投票所に、投票所入場券を持って行きましょう。お住まいの区域で投票所は異なります。投票所入場券にも記載していますので、確認してください。



投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋

問 選挙管理委員会 ☎985-4132

Q 選挙に関する疑問にお答えします A

投票できる人

Q 私は投票できますか?

A 投票できるのは、平成10年7月11日以前に生まれた次のいずれかに該当する人です。

①平成28年3月21日以前に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人

②平成28年3月22日以降に松前町から転出した人

※ 投票当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

投票所入場券

Q 選挙には何を持っていけばいい?

A 投票所入場券をお持ちください。投票所入場券は、6月22日(水)の公示日から選挙人に郵送を開始しています。届いていない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。なお、投票所入場券がない場合でも、上の「投票できる人」と投票所で確認できれば、投票できます。

候補者について

Q 候補者の考えを知って、投票したいです。

A 公示日から投票日の前日(7月9日)までの選挙運動中、下記のような方法で候補者の考えを知ることができます。

①街頭演説や個人演説会に参加する。

②選挙運動用ビラ、選挙運動用通常業書、選挙運動用ポスターなどで政策を確認する。

※ ①②ともに実施するかどうかは候補者の判断によります。

③選挙公報を見る。

※ 7月8日(金)までに新聞の折り込みでお届けする予定です。東・西・北公民館、文化センター、役場でも配布します。

Q 7月10日は用事があるんだけど…

A 仕事、病気またはレジャーなどで、投票日当日に投票できない人は期日前投票ができます。投票日当日、投票に行けない理由などを宣誓書に書いただけで当日と同様に投票できます。宣誓書は期日前投票所に備え付けてあるほか、町ホームページから事前にダウンロードもできます。

▶期間 7月9日(土)までの8時30分~20時

▶場所 役場2階大会議室

▶持参物 投票所入場券

※ 選挙期間中、次にあてはまる場合は、それぞれの場所です不在者投票ができます。申請方法や期限などは、あらかじめ早めにお問い合わせください。

○仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合→滞在地の選挙管理委員会

○県選管指定の病院などに入院・入所中の場合→その施設

18歳以上に選挙権が拡大 参議院議員通常選挙

○公示日 6月22日(水)
○投票日 7月10日(日) 7時~20時

期日前投票・不在者投票